



お知らせ版

### 今号の主な内容

- マイナンバー制度が始まります.....2
- 9月議会が開かれました.....3
- 行政改革の実施状況をお知らせします.....3
- 平成26年度決算のお知らせ.....4,5
- 平成28年度学童保育室 利用申請を受け付けます.....10
- DV被害者の総合支援窓口を開設.....14



発行/越谷市 ☎343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷4-2-1 ☎964-2111(代表) ☎965-6433 www.city.koshigaya.saitama.jp \*広報紙は市ホームページからもご覧になれます 編集/広報広聴課

9月9日から10日にかけての台風18号に伴う大雨により被災された皆様に、心からお見舞いを申し上げます。

市といたしましては、速やかに災害対策本部を設置し、情報収集、災害対策にあたるとともに、早期の復旧に向けた作業を進めてまいりました。

引き続き、り災証明の速やかな発行に努めるほか、各種支援制度をご案内するなど、関係機関との連携を強化し、被災された皆様が一日も早く元の生活を取り戻すことができるよう全力で取り組んでまいります。

越谷市長 高橋 努

## 台風18号 市で記録的大雨

台風18号に伴う記録的な大雨の影響により、9月9日から10日にかけて、埼玉県や茨城県、栃木県など関東地方で大きな被害が発生し、現在も各地で復旧作業が続いています。

本市においても、東武スカイツリーラインせんげん台駅東口をはじめ市内各所で道路が冠水し、桜井、新方、増林地区など広い範囲で住家等の浸水被害が発生しました。



9月10日、南荻島地内の様子(市職員撮影)

### り災証明申請の受付について

保険金の請求や各種申請にり災証明が必要なときは、印鑑と写真などの被害状況が分かるものなどを持参のうえ、危機管理課に申請してください。

#### 〈受付時間〉

午前8時30分～午後5時15分(土曜・日曜日、祝日を除く)

#### 〈受付場所・問合せ〉

危機管理課(第二庁舎2階) ☎963-9285

### 災害見舞金を支給します

#### 災害見舞金の支給額が増額されました

9月議会において、越谷市災害見舞金等支給条例の一部が改正され、住家の床上浸水被害に対する災害見舞金の支給額が、1世帯につき1万円から3万円に増額されました。

「床上浸水」の被害を受けた住宅に居住していた世帯で、発災当日、本市に住民登録されている方に、災害見舞金として1世帯あたり3万円を支給します(店舗や事業所等は、災害見舞金支給の対象外となります)。危機管理課で「り災証明書」の交付を申請した後、福祉推進課に災害見舞金の申請を行ってください。詳しくは、福祉推進課にお問い合わせください。

#### 〈受付時間〉

午前8時30分～午後5時15分(土曜・日曜日、祝日を除く)

#### 〈受付場所・問合せ〉

福祉推進課(第二庁舎2階) ☎963-9320

### 大雨の被害にあわれた方への支援

- 越谷市災害見舞金...☎福祉推進課☎963-9320
- 災害復興住宅融資...☎住宅金融支援機構相談窓口☎0120-086-353,048-615-0420
- 再生家具の提供、貸与...☎リサイクルプラザ☎976-5371
- 市民税・県民税(個人)の減免...☎市民税課☎963-9144・9145
- 固定資産税・都市計画税の減免...☎資産税課☎963-9148
- 介護給付費等の自己負担額の減額・免除...☎障害福祉課☎963-9164
- 介護保険料の減免...☎介護保険課☎963-9168
- 国民健康保険税の減免...☎国民健康保険課☎963-9146
- 国民健康保険税の納期限の延長...☎国民健康保険課☎963-9146
- 後期高齢者医療保険料の減免...☎国民健康保険課☎963-9170
- 中小企業者等への支援(埼玉県経営安定資金(知事指定等貸付)(災害復旧関連))...☎越谷市商工会☎966-6111
- 農業者への支援...▷農林漁業セーフティネット資金...☎日本政策金融公庫さいたま支店☎048-645-5421 ▷農業災害補償制度...☎埼玉東部農業共済組合(南部支所)☎965-7251 ▷農地災害復旧事業...☎農業振興課☎963-9193

\*詳しくは、市ホームページをご覧ください

## マイナンバー制度が始まります



マイナンバーマスコットキャラクターマイナちゃん

マイナンバー(社会保障・税番号)制度とは、個人番号を活用して、国や市町村などがもつ個人情報を「同じ人の情報である」と確認できることで、利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤となるものです。マイナンバーの利用は来年1月からスタートします。

### マイナンバーの通知カードが11月に発送されます～通知は簡易書留で～

全国で、マイナンバーが記載された通知カードが送付されます。越谷市では、11月中旬に順次、配達される予定です。発送は、全国の市区町村から委託を受けている機関である地方公共団体情報システム機構(略称:J-LIS(ジェイリス))が行い、世帯主宛てに転送不可の簡易書留で配達されます。

送付される通知カードには、氏名・住所・生年月日・性別と12桁のマイナンバーが記載されています。この番号は、原則として生涯にわたって使用します。また、通知カードは今後、各種手続きで提示するなどの機会が出てきますので、大切に保管してください。

また、希望者には、ICチップ付の個人番号カードが無料で交付されます。申請書が通知に同封されています。詳しくは2面をご覧ください。



### マイナンバーはさまざまな手続き等で使用しますので、大切に保管してください

平成28年1月から、社会保障、税、災害対策の行政手続きでマイナンバーを使用します。

たとえば右記のような手続きでマイナンバーの記載が必要になります。

- 年末調整や健康保険の手続き
- 雇用保険の資格取得や確認、給付の手続き
- 児童手当や生活保護などの手続き など

←マイナンバー制度のお知らせは次のページに続きます